

## 青森県認知症介護実践研修事業概要

### 1 研修の目的

認知症介護実践研修事業は、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上・充実を図ることを目的とする。

### 2 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、事業の廃止の承認を受けた場合は事業の廃止日までとする。

また、県が、研修実施機関における研修実施について適正でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

### 3 事業概要

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修（以下「実践者研修」という。）」及び「認知症介護実践リーダー研修（以下「実践リーダー研修」という。）」とする。

#### (1) 実践者研修

##### ① 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する実践的な研修を実施することにより、施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の質の向上を図る対応や技術を習得させ、認知症介護技術の向上を図る。

##### ② 研修対象者

ア 青森県内の指定介護保険施設・指定介護事業所に従事する介護職員等であって、概ね介護の実務経験2年程度の者

イ 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に就任予定の者（既に就任しているが、当研修未修了者を含む。介護支援専門員でない者にあつては、特別養護老人ホームの生活相談員又は介護老人保健施設の支援相談員等として認知症高齢者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有する者。）

ウ 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、認知症対応型デイサービス事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就任予定の者（既に就任しているが、当研修未修了者を含む。）であつて3年以上認知症高齢者介護の実務経験を有する者

##### ③ 研修内容

研修は講義・演習形式及び実習形式で行うこととし、研修カリキュラムは、別紙のとおりとする。

##### ④ 実施回数

毎年度3回以上（回数については、必要に応じ県と協議するものとする。）

⑤ 募集定員

70人程度/回（定員については、必要に応じ県と協議するものとする。）

⑥ 留意事項

ア 研修実施機関は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力を得て、研修を実施すること。

イ 以下の者については、地域密着型サービス事業所の指定基準において、本研修の受講が義務付けられていることから、受講申込の際には各市町村からの推薦を受けること。

- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所の管理者及び計画作成担当者
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び計画作成担当者
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び計画作成担当者
- ・ 認知症対応型通所介護事業所の管理者

(2) 実践リーダー研修

① 目的

ケアチームにおける指導的立場としてチーム員の知識・技術・態度を指導する能力及びチームリーダーとしてのチームマネジメント能力を修得させる。

② 研修対象者

ア 介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有し、かつ、県が実施した痴呆介護実務者研修・基礎課程または認知症介護実践研修（実践者研修）の修了後1年以上経過している者で、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者。

イ 本研修修了後、県が実施する認知症関係各種研修や3の(1)研修の講師等のスタッフとして参加することができる者。

ウ 介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者。（令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。）

③ 研修内容

研修は講義・演習形式及び実習形式で行うこととし、研修カリキュラムは、別紙のとおりとする。

④ 実施回数

毎年度1回以上（回数については、必要に応じ県と協議するものとする。）

⑤ 募集定員

50人以上/回（定員については、必要に応じ県と協議するものとする。）

⑥ 留意事項

ア 研修実施機関は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力を得て、研修を実施すること。

イ 指定認知症対応型共同生活介護事業所を短期利用させるための要件として、本

研修の受講が義務付けられていることから、受講申込の際には各市町村からの推薦を受けること。

#### 4 研修実施機関における業務内容

- (1) 研修カリキュラム作成
- (2) 講師・認知症介護指導者の選定及び依頼通知、報償費及び旅費の支払
- (3) 研修日程の調整
- (4) 会場の選定
- (5) 開催の周知
- (6) 受講者の決定
- (7) 講師への資料作成等の依頼
- (8) 研修資料等作成配付
- (9) 研修の実施
- (10) 修了証明書の交付
- (11) 受講決定者名簿・受講修了者名簿の作成
- (12) 県への報告（(11)の名簿及び研修事業計画書並びに研修事業報告書の作成）

注1 研修の開催に関する周知は、県内の全ての介護保険施設及び事業所（地域密着型サービス事業を含む。）に行い、郵送による通知やホームページ等、効果的な方法で行うものとする。

注2 研修事業の実施にあたって必要な事項について、県と協議の上でこれを行うものとする。

#### 5 研修の実施について

- (1) 研修会場  
研修会場は研修実施機関で確保すること。
- (2) 受講料  
受講料については、研修の実施に必要な経費をもとに研修実施機関が定めるものとする。

#### 6 報告等について

- (1) 研修事業の報告等  
研修実施機関は、研修事業開始前に研修事業計画書を作成して県に提出し、研修事業計画書について承認を受けること。  
また、研修修了後は速やかに研修事業報告書を作成し県に提出するものとする。
- (2) 実施状況の把握等  
県は必要に応じて、研修実施機関に対し、研修の実施状況について報告を求め、実施状況を把握するための立入検査を実施し、適当でない事項については、改善指導を行うことがある。

## 7 指定の取消し等について

### (1) 指定の取消し

県は、研修実施機関が研修を適正に実施することができない等、研修実施機関として適当でないとする場合は、指定を取り消すことができる。

### (2) 指定取り消し後の対応

- ① 指定の取り消しによって、県及び研修受講者に損害が生じた場合は、研修実施機関が賠償するものとする。
- ② 指定の取り消しを受けた研修実施機関は、新たに研修実施機関の指定を受ける法人に対して、円滑かつ支障なく研修が遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

## 8 その他の留意事項

### (1) 個人情報保護

研修実施機関においては、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

当該職員が退職後にあっても同様とする。

### (2) 指定期間終了時の引継業務

研修実施機関は、指定期間終了後において、新たに研修実施機関の指定を受ける法人に対して事務を引き継ぐ必要がある場合は、引継後においても円滑かつ支障なく研修業務が遂行できるよう、配慮するものとする。

(別紙)

(1) 認知症介護実践研修標準カリキュラム

ア 実践者研修 講義・演習 24 時間 (1,440 分) 実習：課題設定 240 分、職場実習 4 週間、実習のまとめ 180 分

科 目	目 的	内 容	時間数	区分
1 認知症ケアの基本				
(1) 認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	認知症の人が望む生活を実現するため、認知症ケアの歴史の変遷や認知症ケアの理念、認知症の原因疾患、中核症状、行動・心理症状 (BPSD) の発症要因、認知症ケアの倫理や原則、認知症の人の意思決定支援のあり方について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"><li>・認知症ケアの理念と我が国の認知症施策</li><li>・認知症に関する基本的知識</li><li>・認知症ケアの倫理</li><li>・認知症の人の意思決定支援</li><li>・自己課題の設定</li></ul>	180分	講義・演習
(2) 生活支援のためのケアの演習 1	食事・入浴・排泄等の基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、認知症の人の有する能力に応じたケアとしての生活環境づくりやコミュニケーションを理解する。	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活支援のためのケア</li><li>・認知症の生活障害</li><li>・認知症の人の生活環境づくり</li><li>・中核症状の理解に基づくコミュニケーション</li><li>・生活場面ごとの生活障害の理解とケア</li></ul>	300分	講義・演習
(3) QOLを高める活動と評価の観点	認知症の人の心理的安定やQOL (生活・人生の質) 向上を目指す活動に関する基本的知識、展開例、評価の観点と方法について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"><li>・アクティビティの基礎的知識と展開</li><li>・心理療法やアクティビティの評価方法</li></ul>	60分	講義・演習
(4) 家族介護者の理解と支援方法	在宅で介護する家族支援を実践する上で、その家族の置かれている状況や心理、介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。	<ul style="list-style-type: none"><li>・家族介護者の理解</li><li>・家族介護者の心理</li><li>・家族介護者の支援方法</li></ul>	90分	講義・演習

科 目	目 的	内 容	時間数	区分
(5) 権利擁護の視点に基づく支援	権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護の基本的知識</li> <li>・権利侵害行為としての高齢者虐待と身体拘束</li> <li>・権利擁護のための具体的な取組み</li> </ul>	90分	講義・演習
(6) 地域資源の理解とケアへの活用	関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けるための地域資源の開発の提案ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人にとっての地域資源と実践者の役割</li> <li>・インフォーマルな地域資源活用</li> <li>・フォーマルな地域資源活用</li> <li>・地域資源としての介護保険施設・事業所等</li> </ul>	120分	講義・演習

2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践				
(1) 学習成果の実践展開と共有	認知症介護実践者研修におけるこれまでの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気づきや疑問・課題を明らかにする。それらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人本人の声を聴く（自施設・事業所における実践）</li> <li>・ 事例収集（自施設・事業所における実践）</li> <li>・ 中間課題の発表と共有</li> </ul>	60分	講義・演習
(2) 生活支援のためのケアの演習2（行動・心理症状）	認知症の行動・心理症状（BPSD）が生じている認知症の人に対して、行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動・心理症状（BPSD）の基本的理解</li> <li>・ 行動・心理症状（BPSD）の発症要因とケアの検討（事例演習）</li> <li>・ 行動・心理症状（BPSD）の評価</li> <li>・ 生活の質の評価</li> </ul>	240分	講義・演習
(3) アセスメントとケアの実践の基本	認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の中核症状のアセスメントを行い、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人のアセスメントの基礎的知識</li> <li>・ 観察の方法とポイント</li> <li>・ アセスメントの実際（事例演習）</li> <li>・ 実践計画作成の基礎的知識</li> <li>・ 実践計画作成の展開（事例演習）</li> <li>・ 実践計画の評価とカンファレンス</li> </ul>	300分	講義・演習

3 実習				
(1)職場実習の課題設定	認知症の人が望む生活の実現に向けて、適切にアセスメントを行い、課題と目標を明確にした上で、ケアの実践に関する計画を作成することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場実習のねらい</li> <li>・ 対象者選定</li> <li>・ 課題設定</li> <li>・ 4週間の行動計画の作成</li> </ul>	240分	講義・演習
(2) 職場実習（アセスメントとケアの実践）	研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。アセスメントの内容をもとに、認知症の人の生活支援に関する目標設定、ケア実践計画及びケアの実践を展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習の準備</li> <li>・ 実習の開始</li> <li>・ 報告準備</li> </ul>	4週間	実習
(3) 職場実習評価	アセスメントやケア実践計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し職場および自己の認知症ケアの今後の課題を明確にすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場実習報告</li> <li>・ ケア実践計画の評価</li> <li>・ 職場への報告と展開</li> </ul>	180分	講義・演習

イ 実践リーダー研修 講義・演習 31 時間 (1,860 分) 実習：課題設定 240 分 職場実習 4 週間 実習のまとめ 420 分

科 目	目 的	内 容	時間数	区 分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1) 認知症介護実践リーダー研修の理解	チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割とこの研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践リーダーの役割</li> <li>・実践リーダー研修の概要</li> <li>・実践リーダーとしての課題の明確化</li> </ul>	90分	講義・演習
2 認知症の専門知識				
(1) 認知症の専門的理解	一人の「人」としての理解を踏まえつつ、行動の背景の一つである認知症の病態を理解し、ケアができるよう、最新かつ専門的な知識を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に関する理解</li> <li>・原因疾患別の捉え方のポイント</li> <li>・医学的視点に基づいた介入</li> <li>・認知症を取りまく社会的課題</li> </ul>	120分	講義・演習
(2) 施策の動向と地域展開	認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できる知識を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症施策の変遷</li> <li>・認知症施策の動向と認知症施策推進大綱の内容</li> <li>・地域における認知症ケア関連施策の展開</li> </ul>	210分	講義・演習

科 目	目 的	内 容	時間数	区 分
3 認知症ケアにおけるチームマネジメント				
(1) チームケアを構築するリーダーの役割	チームの構築や活性化のため、チームリーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることを自覚する。次に、チームにおける目標や方針の設定の必要性を理解し、目標をふまえた実践の重要性と展開方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームの意味や目的、種類</li> <li>・チームの構築及び活性化するための運用方法</li> <li>・チームの目標や方針の設定と展開方法</li> </ul>	180分	講義・演習
(2) ストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして介護職員等のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを実践することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームにおけるストレスマネジメントの意義と必要性</li> <li>・ストレスマネジメントの方法</li> </ul>	120分	講義・演習
(3) ケアカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るため、ケアカンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームケアにおけるケアカンファレンスの目的と意義</li> <li>・ケアカンファレンスを円滑に行うためのコミュニケーション</li> <li>・効果的なケアカンファレンスの展開</li> </ul>	120分	講義・演習
(4) 認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法	多職種・同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアにおけるチームアプローチの意義と必要性（まとめ）</li> <li>・認知症ケアにおけるチームの種類と特徴</li> <li>・施設・在宅での認知症ケアにおけるチームアプローチの方法</li> </ul>	180分	講義・演習

科 目	目 的	内 容	時間数	区 分
4 認知症ケアの指導方法				
(1) 職場内教育の基本視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度を学び、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解し、職場内教育の種類、特徴を踏まえた実際の方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成における介護職員等のとらえ方</li> <li>・指導者のあり方の理解</li> <li>・人材育成の意義と方法</li> <li>・職場内教育の意義</li> <li>・職場内教育（OJT）の実践方法</li> </ul>	240分	講義・演習
(2) 職場内教（OJT）の方法の理解	介護職員等への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場内教育（OJT）における指導技法</li> <li>・指導における活用と留意点</li> </ul>	240分	講義・演習
(3) 職場内教（OJT）の実践	これまでに学習した認知症ケアに関する指導技術について、食事・入浴・排泄等の介護、行動・心理症状（BPSD）、アセスメントとケアの実践などの具体的場面において、どのように活用していけば良いか、演習を通じて体験的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事・入浴・排泄等への介護に関する指導計画（事例演習）</li> <li>・行動・心理症状（BPSD）への介護に関する指導（事例演習）</li> <li>・アセスメント及びケアの実践に関する計画立案の指導方法（事例演習）</li> <li>・自己の指導の特徴の振り返り</li> </ul>	360分	講義・演習

科 目	目 的	内 容	時間数	区 分
5 認知症ケア指導実習				
(1) 職場実習の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等の認知症ケアの能力に関する評価方法の理解</li> <li>・介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法の立案</li> <li>・実習計画の立案</li> </ul>	240分	講義・演習
(2) 職場実習	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価、課題の設定・合意、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアの能力の評価と課題の設定・合意</li> <li>・指導目標の立案方法の理解</li> <li>・指導目標に応じた指導計画の作成</li> <li>・指導計画に応じた指導の実施</li> </ul>	4週間	講義・演習
(3) 結果報告	職場実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケア指導の実践方法に関する自己の課題の整理と考察</li> </ul>	420分	講義・演習
(4) 職場実習評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケア指導に関する方向性の明確化</li> </ul>		